豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、予算の範囲内において午睡用簡易ベッド（以下「コット」という）の購入等に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（補助の対象）

第２条　本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳児及び4歳児、及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どものうち2歳児（以下「対象児」という。）の保育において、保護者による午睡用寝具等の携行に係る負担を軽減する目的でコットを導入すること。

（２）コットの購入及び施設改修について、令和８年４月１日以降に契約したものであること。

（３）施設改修を伴う場合は、コットを収納するために必要なスペースの確保又は造作等、新たに改修の必要性が認められるものであること。

（４）この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金の額）

第３条　補助金の額および対象経費は、別表に定めるところによる。

（交付の申込み）

第４条　補助金の交付を申し込もうとする者は、豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金交付申込書（様式第1号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

２　前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第５条　市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の変更等）

第７条　市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（変更交付の申込み）
第８条　補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第４条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金変更交付申込書（様式第3号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
（変更交付の決定）
第９条　市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第５条第２項の規定は、この場合について準用する。
（変更交付決定の通知）
第１０条　市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。
（実績報告）
第１１条　補助事業者は、豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助事業実績報告書（様式第5号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
２　前項の実績報告書には、コット購入費および施設改修費にかかる領収書を添付しなければならない。
（補助金の額の確定）
第１２条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
（交付の請求）
第１３条　前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに豊中市午睡用簡易ベッド等購入補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し）
第１４条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)　虚偽の申込みをしたとき。
(2)　補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
(3)　補助金を他の用途に使用したとき。
(4)　市職員の指示に従わないとき。
（補助金の返還）
第１５条　市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取り消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（帳簿等の整備）

第１６条　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（立入検査等）

第１７条　市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（仕入控除）

第１８条　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

第１条

この要綱は、令和８年８月２４日から実施し、令和８年４月１日から適用する。

第２条

この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費	補助額（算定基準）
コットおよび収納台車購入費	コットおよび収納台車購入に要した対象経費の実績額に2分の1を乗じて得た額。ただし、対象児の当該年度4月1日時点における利用定員数に、２歳児にあっては10,000円を、３歳以上児にあっては14,000円を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を上限とし、収納台車を購入する場合については33,000円を当該上限額に加算した額を上限とする。
コット収納のための施設改修費	施設改修に要した経費の実績額に2分の1を乗じて得た額。ただし、100,000円を上限とする。